

変更届記載上の注意（毒物劇物販売業）

変更届が必要な事項	添付書類
申請者の氏名又は住所 （法人は主たる事務所の名称又は所在地）	・法人：登記簿謄本（発行後6か月以内のもの） ・個人：戸籍抄本等（発行後6か月以内のもの） ※法人の名称変更に関する注意点 ・合併等で法人組織が変わることによる名称変更 →新規登録申請 ・法人の組織変更は伴わず、単に名称変更するのみ →変更届
営業所又は店舗の名称	なし
貯蔵設備などの重要な部分	変更した設備の概要及び図面